

付記制度及び能力担保研修に関する寄せ書き

令和 5 年度 日本弁理士会研修所

要 約

特定侵害訴訟代理業務試験（いわゆる付記試験）を受験するためには、法定研修である能力担保研修を修了する必要があります。この重要な研修でクラス委員長を務めていただいた方々に、受講した当時の状況などについて質問させていただき、これから付記試験を受けることを考えている会員へのアドバイスをいただきました。また、能力担保研修で講師を務めていただいた方々にも、講義した当時の状況などについて質問させていただき、これから受講することを考えている会員へのコメントをいただきました。本記事は、これらの回答を集約し、寄せ書き形式でまとめたものです。

目次

1. クラス委員長経験者への質問項目
2. クラス委員長経験者からの回答
3. 講師経験者への質問項目
4. 講師経験者からの回答

1. クラス委員長経験者への質問項目

能力担保研修のクラス委員長経験者 10 名に、以下の 5 つの質問にご回答いただきました。

- Q1：なぜ能力担保研修を受講しようと思ったのか教えてください。
- Q2：能力担保研修を受講して又は付記弁理士となってよかったこと、役に立ったことを教えてください。
- Q3：付記試験の勉強をどのようにされたか教えてください。勉強において大変だったこと、試験合格のカギになったと考えられること等についてもあれば教えてください。
- Q4：クラス委員長となって良かったことや意外だったこと等を教えてください。
- Q5：これから付記の勉強をする方へのアドバイスをお願いします。

2. クラス委員長経験者からの回答

2. 1. 弁理士 吉田真氏（平成 24 年度受講）

（1）Q1 への回答

仕事上、他社と交渉することが多く、常に「訴訟になったらどうなるか」を考えていた。このため、少しでも訴訟に対する知識・スキルを身につけたかった。弁理士でない方も、立派に交渉されていたが、経験あるいは関連の書籍で勉強するよりは、より体系的に、効率的に能力向上を図ることができるのではないかと考えたので能力担保研修を受講しようと考えました。

また、交渉の際に、米国弁護士と対峙、あるいは同席する機会があり、こちらに資格がないと、気持ち的に彼らの下に思えてしまい、対等な気持ちでその場に立ちたかったことも理由です。

でも、下世話な言い方になりますが、彼ら米国弁護士がプロフェッショナルとして活躍する姿が「カッコいい!」、私も少しでも彼らに近づきたいというのも小さくない動機です。

(2) Q2 への回答

諸般の都合でその後交渉の機会は少なくなりましたが、専門的な視点で業務にあたることができ、例えば、他社特許に対する自社製品のリスク評価において、自信をもって判断を示すことができました。また契約書を確認する際に能力担保研修で身につけた知識はとても役に立ちました。

(3) Q3 への回答

過去問を中心に勉強をしました。この点は弁理士試験となんら変わらないと思います。また、自主ゼミに参加しました。受験仲間と共に、実際の試験時間と同じ時間で過去問を記載することは、試験に慣れるだけではなく、他の受験生がなにを書き、自分に何が足りていないかを自覚することができたことは役に立ちました。また、自主ゼミはやる気の維持にも役に立ちました。

そのほかとしては他の法律系試験の問題を付記試験の範囲で解くことも補助として行いました。

勉強において大変だったことは、一度付記試験に落ちたことです。あれだけやったのにダメだったとの思いからしばらくは落ち込んでいました。しかし、このまま終わらたくないとの思いから再びチャレンジして翌年は合格することができました。

合格の決め手は、弁理士試験と同じです。最後は「汗」と「涙」と「根性」です。

(4) Q4 への回答

私がクラス委員長になったのは、クラス委員長ぐらいやらないと勉強しないだろうという思いからクラス委員長になりました。ですので、クラス委員長になることで何か利益を期待するものではありませんでした。しかし、講師の弁護士の先生方と話しをする機会が増え、弁護士に対する溝のような感覚が薄れ、臆することなく普通に話せるようになったのはメリットでした。

また、能力担保研修をきっかけに人間関係が広がったのは望外の利益でした。

(5) Q5 への回答

付記試験の勉強には、少なくない時間とお金を投資する必要があります。直接的な経済的利益が見えにくいのは確かです。しかし、知的財産を考えるときの視野は確実に広がります。また人間関係も広がります。現在行っている業務を長く続けて行くと、どうしても蛸壺状態に陥りがちです。今の仕事に行き詰まりを感じられている方には、付記試験に時間とお金を投資することはお勧めです。努力すればするほど、リターンは帰ってきます。

2. 2. 弁理士 真柴俊一郎氏（平成 25 年度受講）

(1) Q1 への回答

弁理士試験受験生としてまた弁理士として知的財産に関する判例及び裁判例の勉強をしている際に、判決文の内容を詳細に勉強することはあっても、訴訟において実際にどのような手続が行われているかについて学習する機会はなく、かねてより知的財産に関する訴訟について詳細に勉強したいと思っておりました。そのため、能力担保研修制度ができあがった当初から受講したいと思っていたのですが、当時はベテランの先生方を対象とした抽選制度が採用されているとのことで受講を諦めていました。時間の経過と共に希望者全員が受講できるようになってきたため、平成 25 年度の能力担保研修を受講することにしました。

(2) Q2 への回答

能力担保研修を通じて、訴訟手続の詳細な知識だけでなく、知財訴訟に実際に関わっている弁護士の先生方とお話することで知財訴訟のリアルな情報を得る事ができました。残念ながら未だ実際に代理人として特定侵害訴訟に関わったことは無いものの、このような得られた知識や情報に基づき、弁理士として書類を作成する際の意識に明確な変化が表れました。

一つ目は、「仮想の相手方」を想定した出願書類の作成を心がけるようになった点です。能力担保研修を受講する前においても相手方を想定していなかったわけではありませんが、能力担保研修における訴状や答弁書の作成を通じて法廷における原告・被告のやりとりをよりリアルに感じる事ができた事で、明確に「仮想の相手方」を想定した書類作成を意識するようになりました。言い換えれば、裁判例や判例を勉強することにより得られた机上の知識が、能力担保研修の受講を通じてよりリアルに昇華され、自身の実務に反映できたとも言えます。

二つ目は、拒絶理由通知や審判における対応において作成する書類の質が、「説明するための文書」から、「説得するための文書」に変化したことです。例えば、商標の意見書を作成する際には、拒絶理由通知書における審査官の主張、例えば「本願商標が先行登録商標に類似する」という主張に対して、闇雲に「類似しない」と反対するだけでは単なる水掛け論に終始し、結局拒絶理由を解消できません。能力担保研修受講後は、審査官の主張を熟読して相手方の主張のウイークポイントを見だし、そのウイークポイントを指摘してこちらの主張がより正しいという説得をする事を強く意識するようになり、意見書の質が明確に向上したと感じております。

(3) Q3 への回答

特定侵害訴訟代理業務付記試験（以下、「付記試験」）も法律に関する論文式試験である以上、その勉強方法が弁理士試験の論文試験の勉強方法と大きく変わるところはありませんでした。ただ、付記試験と弁理士試験とは問われる内容が異なるため、その点について苦勞することはありました。一番苦勞した点は、やはり弁理士試験受験生時代に勉強することが無かった民法及び民事訴訟法の知識の取得と、普段の業務で作成することがない訴状及び答弁書という書面の作成に慣れること、の2点だったと記憶しています。

前者については、とにかく民法及び民事訴訟法の基本的な知識をインプットすることで対応しました。たくさん本に手を付けるのでは無く、一冊の基本書を何度も繰り返し読み込みました。

後者については、能力担保研修の同じクラスの方と自主ゼミを行ったことが一番の対策になったと感じています。自主ゼミにおいて他の方が作成された答案を拝見することで、自身の答案に足りない点に気づくことができました。また、自主ゼミを通じて仲間と交流を持つことで、勉強に対するモチベーションを保つことができました。

(4) Q4 への回答

クラス委員長になるまで弁理士会本会における会務活動に関わったことがありませんでした。クラス委員長を担当し、実際に研修所の運営委員の一員として会務活動に参加することで、弁理士会の会務活動がどのように行われているのかを知ることができました。また、地元以外の地域におられる様々な業種の先生方とお知り合いになる事ができました。運営委員として会議に参加することで異なる業種の方とお話をする事ができ、色々と刺激を与えて頂いた事が良い思い出として残っております。

(5) Q5 への回答

制度開始当初は不明であった付記試験の傾向も、試験回数が重ねられ受験経験者が増加した現在においてはかなり明確になってきたと思います。傾向が明らかになってきた事により、近年における付記試験の難易度は弁理士試験の論文試験と比較すると明確に低いと言っても差し支えない、というのが実際に受験した小職の感想です。勉強すれば必ず合格できる試験ですから、途中で諦めること無く勉強されることをお勧めします。

2. 3. 弁理士 真能清志氏（平成 26 年度受講）

(1) Q1 への回答

私が能力担保研修を受講したのは、弁理士登録の翌年です。将来、弁理士としての仕事の幅を広げることができるよう、なるべく早い時期に（弁理士試験受験を通じて得た知識が定着している間に）付記試験合格を目指そうと考えました。

(2) Q2 への回答

最も良かったことは、付記試験勉強を通じて侵害訴訟について理解することで、どのような立場のクライアントに対しても侵害訴訟までを想定した助言ができるようになったことです。付記弁理士になって良かったというよりも、付記試験で問われることは弁理士として活動するために必ず身に付けておくべき知識だと今は考えています。偶然にも付記試験登録の1週間後に警告書が届いたときも、落ち着いて対応することができました。

(3) Q3 への回答

付記試験に合格して約9年が経ちますので、これから付記試験合格を目指そうという方に参考になるかどうか分かりませんが、私が付記試験受験を通じて感じたことを以下に記載いたします。

まず、付記試験の前提となる能力担保研修の修了は大変だと言われますが、知財訴訟に関して経験豊富な先生方がご自分の経験に基づいてお話されますので、講義内容はかなり面白いと思います。また、合格してから分かったことですが、知的財産に詳しい弁護士の先生はそれほど多くありませんので、この弁護士の先生方が我々弁理士に侵害訴訟について体系的に教えて下さるのは非常に貴重な機会であって、おそらくこれを逃したら二度と聴くことができないのではないかと思います。是非そのことを認識して講義に臨んでほしいと思います。

受験勉強全般に言えることは、あまり、色々な題材に手をつけないほうが良いということです。これと決めたものに集中して取り組みましょう。私の場合は、能力担保研修の講義資料、村西ゼミの資料、及び小問過去問を中心に勉強し、必要に応じてハンドブックと基礎研修のテキストを参照しました。

最後に、直前期の勉強は重要です。新しいことを覚えるのではなく、基本的な事項について完成度を上げる勉強をすべきです。これが出題されて解答できなかつたら後悔するくらい基本的な事項の確認をして下さい。そして、どんなに仕事が忙しい場合でも直前の1週間に何も勉強しなかった、というような状況は避けてほしいと思います。合格直後の2月に村西ゼミ主催の合格者祝賀会を開催していただきましたが、やはり合格者は直前期にそれぞれ工夫して勉強時間を捻出していたようです。

(4) Q4 への回答

クラス委員長に立候補したきっかけは、クラス委員長の付記試験合格率が高いという噂を聞きつけたからです。実際のところ、能力担保研修部会への出席を通じて付記試験の受験勉強に必要な情報が集まりますし、そうした環境で受験勉強に取り組めることで安心感もうまれました。また、懇親会の企画を通じて弁理士試験の次年度合格者の方の知り合いが増えたこともよかったと思っています。

(5) Q5 への回答

能力担保研修の修了及び付記試験合格は決して楽に達成できる目標ではありません。研修の受講を始めたものの途中で付記試験の受験を断念する方も稀にいらっしゃると聞いています。能力担保研修の受講を決めスタートされる皆さんには、それぞれの立場に応じた高い目標を持って研修にのぞんでほしいと思います。確かに侵害訴訟の件数はそれほど多くはありませんが、知的財産権を扱う以上、クライアントが権利行使する可能性、又は侵害訴訟で被告になる可能性は常に存在します。そのような場面まで含めてクライアントから安心して任せてもらえるには、この能力担保研修や付記試験の勉強で学ぶことが大変役立ちます。私はそのように考えて研修期間中モチベーションの維持に努めましたし、今でもその考えは変わっていません。皆さんが是非最後までやり遂げて無事に合格されることを祈っております。

2. 4. 弁理士 北村吉章氏 (平成 27 年度受講)

(1) Q1 への回答

弁理士登録した次の年度に、同期の弁理士から能力担保研修を一緒に受講しないかとの誘いがありました。また、付き合いのあった先輩弁理士からも、同様に、能力担保研修を受講しないかとの誘いがありました。受講生に

知り合いが多い方が楽しく受講できるかと思い、特段の志もなく、安易な気持ちで受講の申し込みをしました。ところが、僕を誘った弁理士達はそれぞれ私的な理由で受講の申し込みができず、結果、能担倫理研修を受講したのは僕だけでした。

なお、弁理士試験を受けた直後の方が、付記試験を受けるにあたりいろいろとメリットが多いと事務所の弁理士からも聞いていたことも、早期に能力担保研修を受講した理由の一つです。

(2) Q2 への回答

能力担保研修を受講して良かったことは、法律の基本的な考え方を訴訟の視点から学べたことです。また、権利者側及び侵害者側の立場で論理を組み立てる経験ができたことは、明細書を作成する際にも非常に役立っています。

僕が弁理士試験を受験した当時、効率的に合格するためには、要件を満たしているか否かを記載できていればよく、条文に事例を当て嵌めながら記載することが一般的でした。しかしながら、能力担保研修では、三段論法で記載することを講師から口酸っぱく言われます。このような三段論法で考えることは、権利侵害を検討する際に当然に用いる考え方ではありますが、それ以外の日常的な思考としても大いに役立っています。このような考え方を再び学ぶ機会を得られたことは非常に大きな意味がありました。

(3) Q3 への回答

付記試験対策として、僕が行っていたことは自主ゼミです。僕が受講していた大阪では試験対策講座といったものが全くありませんでした。そのため、早い段階から自主ゼミを開催して周りの受講生とともに試験対策を行っておりました。自主ゼミでは、過去問の答案構成や答案作成を各自が事前に行い、自主ゼミで相互確認を行っていました。一方で、判例を覚え直すこと、民法民訴の基礎学習は個々で行っていました。

試験合格のカギになったことは、当日受験したことです。試験一月前くらいから業務が多忙となり、試験勉強が全くできない状態でした。このため、受験することは半ば諦めておりましたが、試験当日、ダメでも受験はしてこいと家を追い出されました。結果、過去に勉強した判例が出題され、無事に合格できました。諦めずに受験して良かったと心から思っています。

(4) Q4 への回答

クラス委員長となって良かったことは、人脈が広がったことです。能力担保研修から年月が経過していますが、今でも連絡を取って会ったりします。またクラス委員長がきっかけで、弁理士会の研修所・能担倫理研修部会に参加することとなりましたが、そこでも多くの人と接する機会ができました。特に年代を越えた先生方や経験の異なる先生方と話すことができるようになったことで、いろんな情報を得られるようになったことは良かったと思います。

(5) Q5 への回答

試験対策の勉強は、早い段階からすることをお勧めします。能力担保研修が終わってから試験勉強をという声を聞くことがありますが、僕のように試験前に業務多忙となり勉強できないかもしれません。僕はたまたま自主ゼミを開催することで、早い時期から強制的に勉強していました。そのおかげで合格できたと思っています。

能力担保研修を受講しても得られるメリットはないとの意見も良く聞きますが、僕は、考え方を学び、また多くの経験や人脈を得ることができました。知財訴訟の経験が豊富な弁護士から知的財産訴訟に関連した話を聞く機会もなかなかありません。受講することで自身の経験にプラスになると思います。

2. 5. 弁理士 角谷健郎氏 (平成 28 年度受講)

(1) Q1 への回答

弁護士の先生が多い特許事務所に転職したので、共同で訴訟事件を担当する機会があると思って、能力担保研修

を受講しました。また、事務所の上司・先輩に付記弁理士が多かったのも、付記弁理士を目指した理由です。

(2) Q2 への回答

正直に言えば、付記弁理士として、実際に特定侵害訴訟を代理したことはまだありません。ただ、能力担保研修を受講して、訴訟に関する事項を学んだことは、弁理士としての日常の業務の役に立ち、クライアントに適格かつ具体的なアドバイスができるようになったと感じています。

(3) Q3 への回答

付記試験の合格はかなり苦勞すると思われたため、自主ゼミを開催して、想定事例を使って、同期の受講生と一緒に勉強しました。また、過去問を全年代そろえて、仕事終わりや休日などに、付記試験の対策をしました。

(4) Q4 への回答

クラス委員長が試験に落ちてはいけないと思ったので、プレッシャーが掛かり、まじめに勉強に取り組みました。また、クラス委員長になったお陰で、他のクラス委員長や同期の受講生の弁理士とも、話す機会が増えて、交友関係が広がりました。

(5) Q5 への回答

普段の弁理士の業務を行いながら、付記試験に合格するのは簡単ではありませんが、勉強時間を十分に確保することが大切だと思います。また、自主ゼミで一緒に勉強する仲間を作ると、モチベーションの維持に有効です。

2. 6. 弁理士 荒井滋人氏 (平成 29 年度受講)

(1) Q1 への回答

付記弁理士の存在は知っていましたが、弁理士試験を合格した直後にそのままの勢いで取得する気力がなく、必要になったときに考えようと思っていました。その後、月日が経ち、独立して特許事務所を構えるようになって少し付記弁理士への意識が芽生えはじめました。ただ、私の周りには付記弁理士があまりいなかったことと、日々の業務に追われて受講について熟考する時間がなかったことで、頭の片隅にずっとあるという感じでした。この頭の中のモヤモヤは、いつか奮起して受講しなければならないけれども、弁理士試験の大変さを思い出してしまい、「あの生活が合格して数年経った自分にまたできるだろうか？」という不安の方が勝っていたように思えます。

あるとき友人と話していると、「独立したなら付記は持っておいた方がいいと思いますよ。」と言われ、その一言が最後の後押しとなりました。思い返せば、自分で何かを決められないときは誰かからのそういう言葉を待ってしまうものなのかもしれません。今ではその友人は「そんなこと言いましたっけ？」と言っていますが、それでも今は感謝しています。

(2) Q2 への回答

訴訟事件の経験はないのですが、訴訟に発展する手前の段階でクライアントから相談されたときに今まで答えられなかったような質問や疑問に答えられるようになりました。この点については、自分がワンステップ上に引き上がったと感じることができ、とても満足しています。

また、能力担保研修では訴状の書き方や考え方を教わりましたので、なんとなく他人を説得したり自分の主張を分かりやすく簡潔に説明するというやり方のバリエーションが増えたと思っています。

(3) Q3 への回答

私の場合、能力担保研修で用意されたもの、あるいはそこで紹介されたものだけにやることを絞って勉強していました。合格することを目的とし、そのために組まれたカリキュラムに沿うことだけを考えていました。それで

も、提出課題等を仕上げるのは大変で、それをこなすだけで精一杯でした。他人より一歩進んだ回答をすることを目指すのではなく、勉強仲間と同じレベルでそこをキープすることにし、仲間との情報交換を欠かさなかったことがよかったと思っています。

(4) Q4 への回答

突然のクラス委員長への指名で、勉強だけでなくクラスのまとめ役もやらなくてはならないと思い、最初は躊躇しましたが、今ではやってよかったと思っています。特に他の受講生に気兼ねなく話しかけるきっかけになりましたし、その中で勉強仲間も自然とでき、情報交換も行うことができました。その後、その方達とは仕事の上でとても密にご一緒する機会があったり、会務活動でも色々お願いできたり（されたり）と、クラス委員長をやってなければつながっていなかったであろう人たちとお付き合いが今でも続いていることはものすごいメリットだと感じています。

(5) Q5 への回答

それぞれ勉強のスタイルがあると思いますので私のやり方が参考になるかは分かりませんが、やはり王道を貫くことだと思います。配布されたレジメを自分なりにまとめて覚えやすいようにし、それをひたすら回していく。また合格者の声を聞く機会があると思いますが、そこでよかった点は積極的に取り入れて自分も真似してやっていく。私の場合は勉強する対象が変わるだけで、やり方としては弁理士試験と全く変わらない感じでした。

2. 7. 弁理士 中村恒幸氏（平成 30 年度受講）

(1) Q1 への回答

特定侵害訴訟の代理人になれるという点は魅力で、弁理士試験の記憶が残っているうちに特定侵害訴訟代理業務試験（以下「付記試験」）の前提となる能力担保研修を受講しようと思いました。…本音は「弁理士（特定侵害訴訟代理業務付記）」、「弁理士（特定侵害訴訟代理人）」などと名刺に入るとかっこいいかなあと思ったためです。

(2) Q2 への回答

拒絶理由通知に対する意見書、鑑定書の作成において、訴訟事件となったときにどういう記載にすると有利かという視点で業務を行えたことは非常に良かったです。現在は、企業内弁理士として、他社特許に対する自社製品の侵害リスクを検討していますが、その際にも訴訟での主張・立証を常に頭において判断できるのは、付記弁理士ならではのと思っています。さらに、民法・民訴法の知識が、社内の契約審査に役立っています。

(3) Q3 への回答

試験合格はかなり苦勞すると考えられたため、村西ゼミに参加するとともに、自主ゼミにて民法・民事訴訟法の小問対策を行いました。訴状・答弁書の記載は慣れるまでに非常に時間を要しました。民法については、テレビ番組「バラエティー生活笑百科」（現在は終了）の事例が思いの外、役に立ちました。試験合格のカギになったのは、やはり自主ゼミで他の受講生と一緒に学習できたことかと思います。他の受講生との意見の相違があったところが、一番理解が深まりました。また、私が受験した付記試験の問題に、弁理士試験で勉強した内容（最判平 14 年 2 月 22 日）が出たのも試験合格のカギというか非常にラッキーだったといえます。

(4) Q4 への回答

クラス委員長を引き受けた理由として、能力担保研修および付記試験に関する情報が得られるかも？と思ったことと、他の弁理士と交流できたら嬉しいと思ったことが挙げられます。その結果、どちらも達成できたので、クラス委員長になって良かったです。クラス委員長になって意外だったことは、特にないですが、クラス委員長がきっかけで、研修所能力担保・倫理研修部（以下「能担部」）にて、今現在も所属して運営に携わっていることは、自

分にとっては意外です。能担部はクラス委員長出身者が多く在籍しており、能力担保研修の運営はとても楽しいです。

(5) Q5 への回答

これから付記試験の勉強をする方へのアドバイスとしては、受験仲間を増やすことです。弁理士試験と同様に、普段の業務・生活がある中で、付記試験に合格するのは簡単ではありません。私は家に帰っても勉強しないタイプなので、弁理士試験の際も「予備校の授業→その直後に受験仲間と少人数で勉強会」＝「授業の内容を覚えているうちに復習、疑問が湧いたらすぐ解決」ということを行いました。それがうまくいったという自負があったため、能力担保研修においても受験仲間を見つけ、「能力担保研修の講義→少人数で自主ゼミ」を行いました。私は幸いにも付記試験に合格でき、それは間違いなく受験仲間のおかげです。さらに受験仲間とは今も交流があるだけでなく、今の会社への転職のきっかけももらいました。皆さんの合格を心より祈っております。

2. 8. 弁理士 市川竜也氏（令和 01 年度受講）

(1) Q1 への回答

能力担保研修及び特定侵害訴訟代理試験については、弁理士登録の直後から知っておりました。しかしながら、特許事務所に職を得てからしばらくの間は、明細書作成が業務の中心であり、特段、能力担保研修を受ける必要性を感じずに、ぬくぬくと過ごしておりました。

ところが、弁理士登録から数年を経たある日、飛び込みのクライアントから、模倣品対策の相談を受け、それをきっかけに、文具雑貨分野のクライアントを抱えるようになりました。文具雑貨分野は、模倣が多く、対応に苦慮する中で、わらにもすがる思いで、能力担保研修及び特定侵害訴訟代理試験にチャレンジすることにしました。

(2) Q2 への回答

クライアント企業から相談を受ける業務は、新製品の侵害リスクの検討から、他社による侵害品への対応が求められるようになりました。能力担保研修は、その受講条件としての民法・民事訴訟法の勉強から始まり、最近の裁判例に基づく判断基準までを広く学ぶことができ、私にとってはとても有意義な内容でした。また、起案練習による、実践的な練習を経ることで、応用力が鍛えられ、実務に大変有益でした。明確かつ自信を持って業務遂行を行えるようになりました。

(3) Q3 への回答

平日は業務をこなす必要があり、勉強時間の確保が難しいため、週末に集中して勉強時間を確保するようにしました。付記試験は、弁理士試験に比べて情報が出回っておらず、情報収集の機会が少ないというのが一番のネックでした。勉強の方向性を定め、効率的に勉強を行うことが難しいという点がありました。私の場合、自主開催の勉強会に参加し、受験生の間での情報交換を行うことで、ようやく勉強の方向性を定めることができ、これが合格の鍵となったと思います。

(4) Q4 への回答

クラス委員長になると、毎月 1 回、能力担保・倫理研修部会に参加して、能力担保研修の状況報告を行う機会があります。その際に、講習会や答案練習会の開催情報等のイベント情報、及び過去問の回答例等の様々な情報が入った点が良かったと思います。また、勉強会を開催することになり、強制的に勉強会に参加することで、サボらずに済んで良かったと思います。

(5) Q5 への回答

私は、能力担保研修を受けた当初は高いモチベーションでしたが、8 月を過ぎたあたりから、中だるみが始まり、

なかなかモチベーションが上がらない日々が続きました。私の場合は、勉強会（自主ゼミ）への参加により、定期的に、かつ強制的に勉強する機会を設けることで、勉強のリズムが付き、少しでも楽になりました。また、この勉強が「日常業務の効率化にも有益」と自己暗示をかけて、頑張るようにいたしました。試験に関しては、モチベーションは低めでしたが、自主ゼミが救いになったと考えております。

2. 9. 弁理士 津田愛子氏（令和02年度受講）

（1）Q1への回答

事務所の上司から、鑑定や見解書等の作成において、能力担保研修や付記試験の勉強で得られた知識が役立つと聞いていたことがきっかけです。弁理士登録をした当初は受講するつもりはなかったのですが、事務所には弁理士登録から10年ほど経ってから受講する方もいて、将来的に必要と感じることになるのかと思い、弁理士登録から5年目に受講しました。

（2）Q2への回答

能力担保研修を受講して良かったことの1つは、一般法である民法、民事訴訟法を学ぶよい機会となったことです。

私は弁理士試験の勉強を始めるまで法律の勉強をしたことがなく、能力担保研修を受講するまで特許法等の特別法しか勉強していなかったため、民法、民訴法を学ぶことで、特許法の条文の立法趣旨等もよく理解できたように思います。

受講して良かったことの2つ目は、法的三段論法を改めて学べたことです。弁理士試験では厳密に要求されなかったのですが、付記試験では三段論法でなければかなり減点されると聞き、三段論法の習得に努めました。付記弁理士になっても訴訟事件に関わったことはないですが、意見書や情報提供等で三段論法をより意識することは、審査官等を説得するのにも役立つものと思います。

（3）Q3への回答

民法、民訴法の基礎知識については、村西先生のeラーニングの音声を通勤時間等に何度も聞いて、覚えるようにしました。村西先生の講義はとてもわかりやすく、話も面白いので、繰り返し聞くのも苦にならなかったです。

民法、民訴法の小問については、受講生同士で自主ゼミを行って勉強しました。私が受講した2020年は、コロナ禍で関西会の会議室で受講生が集まって自主ゼミを行うことはできなかったので、オンラインで開催しました。始めた当初は沈黙の時間がつらいと感じることもありましたが、徐々に参加して下さる方も打ち解け、設問について色々な議論ができたと思います。弁理士試験も同じですが、付記試験でも他の受験生が解答できることを落とさないことが重要だと言われます。その点で、自主ゼミでお互いに解答を発表し合うことで、他の受験生の勉強の進み具合等を知ることのできるのも、とても有益だったと思います。

自主ゼミは週一回のペースで、毎回一年分の過去問を課題にしていました。これも勉強のペースメーカーとなり、継続的に勉強するきっかけになりました。

私は一人で自主的に勉強するのが苦手なので、自主ゼミでみんなと勉強できたおかげで合格できたと思います。

（4）Q4への回答

クラス委員長になったのは、事務局から連絡があったことがきっかけですが、委員長になったことによる多少のプレッシャーが勉強のモチベーションにつながったと思います。

クラス委員長は、研修所の能担・倫理研修部会に参加して研修の状況の報告や部会から受講生への連絡等を行いますが、部会の運営委員の先生方から勉強についてのアドバイスを直接もらえることも良かったことの1つです。

また、クラス委員長になったことがきっかけで自主ゼミをオンラインで立ち上げ、東京クラスの受講生とも知り合うことができ、人間関係も広がりました。

(5) Q5 への回答

私は能力担保研修を受ける前に付記試験の過去問を見たとき、一年未満の勉強期間でこのような問題が解けるようになる気がせず、とても不安でした。これから受講しようと思っている方の中に、そのように感じる方も多いのではないでしょうか。

しかし自主ゼミ等で他の受講生と情報交換しながら勉強するうちに、民法、民訴法の中でもよく出題される分野等もわかるようになり、研修前に感じていたような不安は解消されました。

研修が終わってから試験まで平日は30分～1時間程度しか勉強しておらず、試験当日もできた気はしませんでした。それでも合格できたので、最後まであきらめないことが重要だと思います。

2. 10. 弁理士 伊藤正典氏 (令和03年度受講)

(1) Q1 への回答

私の場合は、当時転職した特許事務所が訴訟を抱えていたということが大きなポイントでした。当該訴訟に、途中から補佐人として関わることになったのですが、所長弁理士の勧めもあり能力担保研修の受講を決意しました。同時期に弁理士試験に合格した方の中には、すぐに能力担保研修受講および付記試験受験という選択をされた方も多いですが、私は弁理士登録8年目での受講となりました。制度については知っており、いつかは受講を、と考えてはいましたがなかなか踏ん切りがつかなかったため、このようなタイミングになりました。

(2) Q2 への回答

能力担保研修は、訴状や答弁書を自ら作成することを繰り返すという点が非常に有意義だったと思います（しかも、ある程度攻めて書いてもリスクはゼロ）。その中で所謂法的三段論法の使い方が分かってきました。また、「自ら作成・他者のものと比較・講評」というサイクルを繰り返すことで、争いになるポイントを知ることができ、明細書作成等の弁理士業務にもいい影響が出ていると感じています。

さらに、民法・民訴法の知識を得られたことも大きいと思います。民法には、「代理」や「委任」についての規定があり、最低限そのような規定に従って弁理士業務が成立しているという意識は、弁理士倫理を考える上でも有益なのではと思います。一方、よく言われる(?)名刺に「特定侵害訴訟代理人付記」と表示することによるメリットは……今のところ感じられていません。

(3) Q3 への回答

やはり一番大変なのは勉強時間の捻出だと思います。勉強態様として、「一人学習」と「自主ゼミ」とで分けて振り返ってみます。

「一人学習」では、スキマ時間やながら勉強をできるよう工夫しました。規範等（重要判例の要約等）を音声読み上げソフトで音声データ化し、趣味のランニング中や通勤中に聞くようにしました。民法・民訴法のeラーニングも3周くらい聞きました。耳で聞いたことをよく覚えられるタイプの方にはオススメです。

「自主ゼミ（少人数形式の合同学習）」では、主に過去問に取り組みました。メンバーの時間を合わせるのが大変でしたが、土曜の夜をデフォルトとすることで、結果、健康的で効率的な勉強ができました（晩酌出来なくなったので……）。また、自主ゼミでは時間配分と終了時間を決めるといいと思います。そうすることで、ポイントを絞って議論することができますし、予定も立てられるので家族の理解が得やすくなりました。仕切りが上手い方がいれば、その方に司会をお願いするのも手です。

また、細かいことですが、特に弁理士試験（論文試験）から日が経っている方は、筆力（字を書く力）が落ちていることがあります。私もそれは意識していて、数ヶ月前から自主ゼミの答案を手書きスタイルに切り替えて鍛えたつもりですが、当日は手が震えて予想以上に消耗しました（それによる細かいミスもありました）。ある時点から、筆力とともに、書きながら思考する感覚を取り戻しておくよう意識されるといいかと思います。

(4) Q4 への回答

まずモチベーション維持ができました。「クラス委員長として不合格になりたくない！」という妙なプライドが生まれます。情報が集まってくるというメリットもありました。受講生と講師の間に立って質問等の取り次ぎをすることで、自分も勉強になりました。結果としても、私たちの受験した年度は合格率が低かったんですが（全体で50%切り）、クラス委員長を務められた方はほぼ合格していたと思います。

また、クラス委員長は能力担保・倫理研修部会の委員となり、月一の定例会で状況を報告することになるので、若干の負担となりますが、報告後は退出させていただいたのでそこまで大きく時間は取られませんでした。

余談ですが、私の受講時はコロナ禍真っ只中であり、講義もオンラインのみだったので、懇親会等が一切開催出来ませんでした。非常に残念だったんですが、クラス委員長として、懇親会等の設営に気を遣わなくて済んだのはよかったかなと思うようにしています（私の場合そちら（飲み会）に集中してしまうので……自主ゼミメンバーの皆さんとは試験後飲みに行きました!）。

(5) Q5 への回答

日々の業務に加えて研修受講・試験対策を行なうのは大変だと思います。が、多くの弁理士の方はすでに仕事をされている状況で勉強（予備校等の通学含む）し、弁理士試験に合格されたのではないのでしょうか。付記試験は弁理士試験よりは難易度は低いと思いますので、しっかり考えて対応すれば、大きくライフスタイルを変えずとも合格できると思います。

また、付記試験に合格することに限って言えば、手を広げすぎない（完璧を目指さない）ことも重要かなと思います。弁理士の皆さんは向上心や探求心が強いので、気をつけてください（特に民法・民訴法については様々な論点があり、それについての解説が書籍やネット上に溢れているので、ハマってしまう方もいると思います）。自主ゼミでは、皆さんの時間をお借りしている面もあるので、深い議論はシャットアウトする姿勢（「問題提起に止めて、あとは各自で勉強しましょう」というスタンス）も必要です。

3. 講師経験者への質問項目

能力担保研修の講師経験者 10 名に、以下の 4 つの質問にご回答いただきました。

Q6：講師を引き受けて、自身が受けた影響を教えてください。

Q7：知財訴訟を通じて、弁理士に身に付けてほしい法律的な視点を教えてください。

Q8：能力担保研修の講義の限られた時間の中で、受講生に特に伝えたかったこと（弁護士から見て弁理士に特に理解してほしいこと）を教えてください。

Q9：これから受ける受講生に、受講の際のアドバイスやコメントをお願いします。

4. 講師経験者からの回答

4. 1. 弁護士・弁理士 佐久間篤夫氏（平成 16～23 年度、平成 29～令和 01 年度担当、東京）

(1) Q6 への回答

私が担当したのは不正競争防止法の講義でしたが、講義に備えて不正競争防止法を法改正の詳細も含めて体系的に復習する機会をいただくことができました。不正競争防止法は「不正競争」の観点からさまざまな法規制が盛り込まれた法律となっており、限られた講義の時間でどこまでどのように話をすべきかには、いつも頭を悩ませました。講師間での会議で他の講師の考え方や書面の作成方法などを聞いたのは、貴重な機会になりました。

(2) Q7 への回答

訴訟の観点からは、要件事実と主張立証責任の所在を常に意識して欲しいと思います。原告として提訴を考える相談を受ける場合には、請求原因事実を裏付ける証拠はどのくらい揃っているのかを意識して相談を受ける必要があります。訴訟の被告側として相談に乗る際には、提訴される前の交渉経緯や原告の主張に反駁できる証拠があるかに

より、対応方針が変わってきます。知的財産権取得のための出願代理業務を登録査定で終わりにするのではなく、取得した権利をどのように活用するかのアドバイスや、権利を活用する過程で生じ得るさまざまな問題もフォローできる知的財産権の専門家を目指して欲しいです。

(3) Q8 への回答

付記弁理士は弁護士と共同訴訟代理人となる必要があるため、訴訟における弁護士の考え方を理解して欲しいと考えていました。産業財産権を中心に学ばれた弁理士の方から見ると、知財訴訟と言えば特許権侵害訴訟を基本に訴訟構造を考えがちだと思いますが、一般の弁護士から見れば不法行為訴訟の特例としての不正競争防止法違反事件の方がなじみやすいと思います。特許庁が認定して登録された権利の内容の解釈が中心となる産業財産権と異なり、権利の内容や範囲がさまざまな「不正競争」については、権利侵害を訴える側が自ら法律要件に応じて事実の主張を組み立てていく必要がありますが、一般的な民事訴訟ではそのプロセスが基本であるということを理解してください。

(4) Q9 への回答

知的財産権の取得を支援する専門家である弁理士の方が、知財訴訟の仕組みや裁判例の学習を通じて、訴訟になれば争点となりがちな事項を争点化させないためには、どのような方策を取れるかという視点も意識して研修に取り組むことで、契約作成業務などを通じて裁判沙汰にしない紛争解決能力をも磨けるのではないかと思います。日常業務の傍ら起案の課題などもたくさんあり、能力担保研修後も試験合格を目指してゼミに参加するなど大変だと思いますが、ぜひとも付記弁理士登録目指してがんばってください。

4. 2. 弁護士・弁理士 乾裕介氏 (平成 25~27 年度、令和 01~令和 03 年度担当、東京)

(1) Q6 への回答

私が担当したのは民事訴訟の構造、処分権主義や弁論主義といった、民事訴訟法の基礎に関する箇所の講義でしたが、これらの概念を、これまで民事訴訟を体系的に勉強したことがない人向けに説明することの難しさを改めて実感しました。この点については、何年にも渡って同一のテーマの講義を担当したことで、多少は分かりやすく説明できるようになったのではないかと（自分で勝手に）思っています。

(2) Q7 への回答

私もあまり偉そうなことを言える立場ではありませんが…強いていえば、法律の条文から要件事実を読み解く力を身につけて欲しいと考えています。知財訴訟、とりわけ特許侵害訴訟においては、必ずしも要件事実についての詳細な理解が要求されないことも多いのですが、少し捻りがある事件になると、途端に要件事実についての理解が重要になってきます。知財訴訟における様々な局面に対応するためにも、要件事実というものについての理解を深めて欲しいと思います。

(3) Q8 への回答

Q7 に対する回答と被ってしまいますが、受講生の皆さんには、要件事実という概念について理解し、民事訴訟において要件事実がどのような役割を果たすかということについての理解を深めて欲しいと考えて、講義を行いました。

(4) Q9 への回答

今まで聞いたことのない専門用語が数多く登場し、最初は戸惑うかと思いますが、民事訴訟は決して難しくはありませんし、弁理士試験を合格されてきた皆さんであれば問題なく理解できるかと思いますので、物怖じすることなく頑張ってください。

後、少しでも分からないことや疑問がありましたら、遠慮なく講師の先生に質問して下さい！講師の先生も、質問が来るのを待っています。

4. 3. 弁護士・弁理士 末吉剛氏（平成 25～27 年度、令和 02～令和 04 年度担当、東京）

（1） Q6 への回答

先例どおりに書面を作成している事項について、改めて条文上の根拠を確認したり、実務とは別に楷書として記載する場合には何が適切なのかを確認するという点で、勉強になりました。さらに、最近の法改正や大合議判決（例えば、損害賠償）について、改めて勉強し直す契機になりました。

（2） Q7 への回答

知的財産法の勉強や日頃のお仕事で既に身に付けておられる方が多いと思いますが、規範の定立と事実の当てはめ、法的三段論法といった法律分野での流儀について、再確認をしていただきたいと考えております。

（3） Q8 への回答

試験の対策という点では、上記の規範の定立と事実の当てはめに加え、理論的に主張すべき順序を意識する（例えば、請求原因→抗弁、文言侵害→均等侵害）、理論的に同列であれば重要な事実から挙げる、事実の意味付けを説明する、共通のテーマの事実についてグループ分けをするといった工夫をしていただくと、試験本番にて、よりよい成果が期待できるように思います。

（4） Q9 への回答

先生方は、本来の業務にてお忙しい中、事前の準備に多くのお時間を割くことは難しいと拝察いたします。B 講義⁽¹⁾では、配布されたテキストに目を通すことができなくても、まず、自力で起案をしていただき、講義を経て書き方の方針の修正をするだけでも、一応の試験対策はできると考えております。課題には、是非、積極的に取り組んでいただきたいと存じます。

4. 4. 弁護士・弁理士 相良由里子氏（平成 25～28 年度、令和 03～令和 04 年度担当、東京）

（1） Q6 への回答

既に専門家としての資格ある方たちが、お忙しい仕事の合間を縫って試験勉強されている姿は、同じ知財業界にいる者として、頭の下がる思いでした。常に向上心を持って仕事に臨む姿勢が必要であると襟を正す機会になりました。

もちろん、講師として担当科目を改めて勉強しなおすことにより、わかっているつもりで、わかりきっていなかった部分もあることを理解し、一緒に勉強させていただいたと思います。

（2） Q7 への回答

知財訴訟は民事訴訟の一つであり、特許庁の手続きとは異なり、民事の紛争です。こちらの立場をきちんと説明し、裁判所にきちんと理解してもらうことで、紛争を解決に導くことが必要です。

そのためには、その紛争における争点を正確に理解して、争点に対して必要な主張立証をすることが必要になります。自分が重要であると思っている部分が、必ずしも裁判所の重要と思っている部分と同じであるとは限らないのが、民事訴訟です。技術的な細かい事項に深入りしすぎることなく、紛争全体を俯瞰して、何が争点になっているのか、何を主張する必要があるのかを意識するようになりたいと思っています。

（3） Q8 への回答

民事訴訟は当事者自治を原則としており、自ら主張立証をすることが当事者の責務であることを理解していただ

きたいと思っていました。そのために、民事訴訟の原則の話、そして、要件事実の話、すなわち、当事者としてどの事実について主張立証責任を負っているのか、について、それなりの時間を費やして講義をしていました。

(4) Q9 への回答

忙しい中で、新しい法律の学習は大変だと思います。知財法の論点や争点については、みなさん弁理士試験の時の知識もありだと思いますので、民事訴訟の原則、特に、要件事実の仕組みをよく理解していただくことが重要だと思います。

能力担保研修では「クラス」というのがあり、一緒に勉強をされたりゼミをされたりする方もいらっしゃるようです。訴訟は当事者間のキャッチボールが必ず行われるものですので、他人と議論しながら勉強するのが有益であったりもします。状況が許すのであれば、そういった勉強方法も良いと思います。もちろん、励ましあって勉強する仲間を作るという意味でも、とても良いと思います。新たな資格だけでなく、良い仲間も増やす機会になれば、素晴らしいことだと思います。

大変だと思いますが、楽しみながら頑張っていたらと思います。

4. 5. 弁護士 高中正彦氏（令和 01～令和 03 年度担当、東京）

(1) Q6 への回答

私の担当科目は、知財訴訟の実務に直接の関係がない法曹倫理であり、私自身も知財事件を処理した経験がありませんから、能力担保研修の講師依頼を受けたときは、かなり躊躇しました。ただ、弁護士法と法曹倫理に関する拙い書物を著わしていることもあって、法曹倫理であれば何とか講師を務まるであろうと考えてお引き受けしました。講師として3回にわたり知財紛争を処理する際の法曹倫理をお話ししましたが、実体験のないことに関して理解をしていただくのはなかなか難しいという感想を持ちました。できる限り受講された方との双方向の研修に努めました。予想とは異なる回答がなされ、戸惑ったこともありました。法科大学院での法曹倫理の授業を思い出しました。

(2) Q7 への回答

知財訴訟遂行の法的技法には言及できませんが、出願等の事務と法廷での訴訟活動とは決定的に違うことを理解いただきたいと思います。民事訴訟は原告と被告に別れてそれぞれの主張を戦わせ、どちらの主張が法的に認められるかを裁判官が判定するという手続であり、原告または被告の代理人には、依頼者の利益を実現するために最善を尽くす義務がありますが、それは、依頼者のためなら何をしても許されることを意味しません。フェアプレーの精神が求められ、書面や尋問において相手方を誹謗中傷したり虚偽証拠を提出したりすることは許されません。民事訴訟法2条が当事者に信義に従い誠実に民事訴訟を進行する義務を課し、弁護士法1条2項が弁護士に基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命に基づいて誠実に職務を行う義務を課しているのもその趣旨です。

(3) Q8 への回答

法曹倫理、特に弁護士の倫理は、社会一般の倫理とは異なることを理解いただきたいと思います。たとえば、ある会社の倒産事件の依頼を受けた弁護士は、親戚の人が当該会社の内定を受けたときに「その会社は倒産するから入社してはいけない」と忠告することは禁止されます。刑法134条・弁護士法23条の守秘義務に違反するからです。また、ある人から事件の紹介を受けたときにその紹介者に謝礼を支払うことは禁止されています。弁護士職務基本規程13条が紹介料の支払いを禁止しているからです。また、裁判官は、現場検証に行ったとき、訴訟当事者の一人から出されたお茶は飲みません。公平さを疑われるからです。

企業不祥事が起きるたびに企業倫理の確立が叫ばれますが、法曹が社会から信頼を受けているのは、法曹特有の倫理を守っているためではないかと考えるのです。事件屋と法曹の違いは、法曹倫理を守っているかどうかにあります。

(4) Q9 への回答

法曹倫理の研修は、経験的事実の連想がなかなか働きませんし、訴訟実務に直結しませんから、無味乾燥で退屈な研修であろうと思います。弁護士は、5年ごとに倫理研修を受講することが義務づけられていますが、この義務的研修を毛嫌いしたり馬鹿にしたりする弁護士が少なからずいますので、始めて法曹倫理の研修を受けた弁理士の方の戸惑いは理解できます。しかし、弁護士倫理を無視したり軽視したりする弁護士の中には、懲戒処分を受け転落している人を見受けられます。依頼者の金員の着服横領とか受任事件の放置は倫理以前の問題ですが、利益相反規定に違反したり非弁護士と提携したりしたために懲戒処分を受けた弁護士は実に多いのです。弁護士の場合、業務停止の懲戒処分を受けるとすべての事件とすべての顧問を辞任する義務があり、一時的にせよ弁護士生命をほとんど絶たれます。そのようなことにならないためにも、ぜひ法曹倫理に関心をもっていただきたいと希望します。

4. 6. 弁護士 岩谷敏昭氏 (平成 15～平成 21 年度、平成 28～平成 30 年度担当、大阪)**(1) Q6 への回答**

講師を引き受けてから、オリジナルの体系的な教材を作りました。テキストはありましたが、この作業が自分自身の復習になりました。

また、東京での講師間会議で知り合った先生方から、不正競争防止法のコンメンタールの共著のお話をいただきました。執筆を機に、さらに不正競争防止法の理解が深まったと思います。

(2) Q7 への回答

知財訴訟は、民事訴訟の専門家である裁判官の説得だと思っています。その裁判官の頭の中では、常に「請求原因は充足されているか」「抗弁は充足されているか」がチェックされていて、その前提として条文や判例の正確な理解が必須となります。

弁護士は、原告代理人なら、まず事実を詳細かつ正確に調べ、その中から差止請求権や損害賠償請求権の請求原因を堅牢に構築します。被告代理人なら、調べ上げた事実の中から原告の主張の弱点を探し出し、請求原因の一部を崩し、あるいは抗弁を構築します。知財訴訟では、勝つために集めるべき情報の量が多く、また、選択した情報の戦略的な組立ての質も求められます。

付記弁理士の先生方も、同じ視点を共有していただければと思います。

(3) Q8 への回答

私の担当は不正競争防止法でしたが、付記弁理士の先生方の関心が高いのは特許権侵害訴訟だと思っていますので、特許権侵害訴訟について考えていることを一点。

原告代理人として関わる場合、原告特許発明の従来技術と比べた貢献度が高いことを、裁判官に説得することを心掛けます。貢献度が高ければ、進歩性欠如による無効の抗弁が成り立ちにくくなるのはもとより、クレーム解釈の幅が広がったり、均等の主張が通る可能性が高くなります。被告代理人なら、効果的な従来技術を徹底的に調査し、原告特許発明の従来技術と比べた貢献度が低いことを主張立証します。

付記弁理士の先生方は、このような作業に長けていらっしゃると思います。

(4) Q9 への回答

まず、民法と民事訴訟法のうち、知財訴訟と関連する部分を理解されることが必要だと思います。その上で、集中的に能力担保研修に取り組まれることをお勧めします。

4. 7. 弁護士・弁理士 田上洋平氏 (平成 22～25 年度、令和 01～令和 03 年度担当、大阪)**(1) Q6 への回答**

弁護士になるためには司法試験合格後、司法修習生として修習しますが、民事裁判修習において徹底的な要件事

実及び立証構造の教育を受けております。

そこで、能力担保研修の講師をするにあたりましては、改めて司法修習生の時に受けた要件事実の教育を復習することになりますし、また、司法修習では知的財産権侵害訴訟についての要件事実を学ぶことはなかったので、改めて自らの研鑽にもなり、侵害訴訟における代理人としてのスキルの向上にも役立つことになったと考えております。

(2) Q7 への回答

訴訟に限らず、出願業務・審判のいずれも法令の根拠があり、それに従って実務が動いているということを認識していただきたいのと、知的財産権法令及び民事訴訟法を通じて、実体法・手続法が峻別されていることを意識していただけたらと思います。

例えば、特許法そのものは審判手続についての規定も存在することから、実体法と（審判についての）手続法が渾然一体となっているため意識がしにくいのですが、手続法の側面も行政不服審査法及び行政事件訴訟法の特則が定められているものを意識していただけたらと思います。

(3) Q8 への回答

書式を覚えるのではなく、なぜ書式がそのようになるのか、その根拠（民事訴訟法及び民事訴訟規則）を理解して欲しいのと、民事訴訟は要件事実の存否によりシステムティックに勝敗が決する（ただし、法律解釈は裁判官の専権であるとともに、事実の存否についての証明の成否は裁判官の自由な心証による証拠の評価による）こと、要件事実そのものも法律の規定（実体法）により定められている（解釈により導かれる場合もありますが）ことを理解していただけたらと思います。これらのことを理解していただけるように能力担保研修の講義も行っておりました。

(4) Q9 への回答

テキストをよく読み込んで、書式がどうしてこのようになっているのかを、また、要件事実がどうしてこのように定められているのかを意識していただけたらと思います。この点が理解できましたら、よい訴状・答弁書その他の書面の起案ができるようになると思いますし、その結果、特定侵害訴訟代理業務試験に合格することは難しくないと考えております。また、上記の受講生の皆様に理解していただきたかったことを意識して、能力担保研修を受講していただけたらと思います。頑張ってください。

4. 8. 弁護士・弁理士 岩原義則氏（平成 24～25、27 年度、平成 30～令和 02 年度担当、大阪）

(1) Q6 への回答

基本的な課題に接し、今まで注意を払っておらず、または気づかなかった問題点を発見し、改めて文献等を見直しました。知財訴訟の場合には法改正も激しくなされ、新たな論点も多くできます。自身の能力の向上に役に立ったとおもいます。また、やはり、これから資格を取らなければならないという情熱にふれるよい機会だったとおもいます。

(2) Q7 への回答

実体法については割りと勉強が進んでいると思いますが、教科書には載らない極めて実務的な問題や、手続法からの視点が欠けがちとおもいます。専属管轄だけではなく普通管轄などの管轄への配慮、送達などの実務的には大きな問題への配慮、訴訟参加などの手続法的アプローチによる武器を磨けるとよいとおもいます。

(3) Q8 への回答

細かな点に目を奪われ、一番大事な根幹を見逃してしまう、自身の反省も込めて考えます。ときにしつこいぐら

いの細かさ、ときに小さな枝葉を切り捨てても根幹に切り込む大胆さ、を同時に兼ね備えてほしいとおもいます。

(4) Q9 への回答

弁理士からの視点や考え方と弁護士からの視点や考え方は、思うほど違うものです。自分の考えとのズレがある場合、それが正しいか正しくないかはしばらく別に考えて、一度、その人の考えに乗ってしまう、そのようなやり方も時にはよいのではないかとおもいます。

4. 9. 弁護士・弁理士 早川尚志氏 (平成 29、令和 01、03、05 年度担当、名古屋)

(1) Q6 への回答

講師としての準備を通じて、講学的・体系的な知識に、経験に基づく実務的な肌感覚を結びつけるという貴重な機会を得ることができました。

このような理論と実務の整合性を探り、自分自身にとっての納得感を得ることは日頃から心がけていることではありますが、いざ教えるとなると、自身の理解が至っていなかったと気付かされるばかりでした。

(2) Q7 への回答

法律ごとに法律の目的があり、「論点」については、必ず相対立する法的利益が存在しています。マニュアルに頼り、「正解」を求めるのではなく、対立する法的利益のバランスを取るという考え方（これは裁判所の定立する規範に必ず表現されていますし、当てはめはそのバランス感覚に基づく具体的な帰結です。）を自らのものにしていただければ、と思います。

(3) Q8 への回答

法的三段論法が、「裁判官の思考回路」そのものであり、知財訴訟においては、特許庁の手続における「お作法」（審査基準等）にとらわれることなく、裁判所の思考回路に沿った主張立証をすることこそが重要であることです。

(4) Q9 への回答

仕事をしながらの受講、試験勉強はとても大変なことです。受講してみよう、試験を受けてみようという一歩を踏み出された受講生の方には敬意しかありません。せっかくの機会ですので、知財訴訟、知的財産権についての弁護士の視点をご理解いただき、受講生の方のキャリアアップにつながってくれば、と希っています。

4. 10. 弁護士 大橋厚志氏 (令和 01、03、05 年度担当、名古屋)

(1) Q6 への回答

私は、隔年で A 講義を担当させていただいて、今回が 3 回目になります。A 講義の前半部分は、民事訴訟の基本に係わる事項が中心に構成されていますので、普段の弁護士業務では無意識に行っている訴訟行為等について、2 年に 1 回のタイミングでその意義等をあらためて確認できる機会をいただけるのは、私自身にとっても大変有り難いことだと感謝しております。特に、ここ数年のコロナ禍で民事訴訟手続も IT 化が一気に促進され、それに伴う民事訴訟法の改正もなされる状況の中で、私自身がそうした勉強をするいい機会にもなりました。

(2) Q7 への回答

上記のとおり、民訴法中心の A 講義担当としては、やはり普段の特許庁相手の職権主義的視点とは異なり、訴訟においては当事者主義的視点で物事を捉えることにも慣れていただければと思いました。判断権者の指示に従って万遍なく網羅的に一分の隙もなく主張・立証を行っていくというよりは、当事者間で実質的に争いのある争点に絞って集中的にメリハリをつけて主張・立証を行っていくイメージですね。次の質問にも関連しますが、講義でもそのあたりの感覚をできるだけ強調するように行ったつもりです。

(3) Q8 への回答

知財法に関する知識や理解自体については、我々弁護士が弁理士の先生方に対して何か特に伝えるべきことが残っているとは思いませんので、前の質問でも触れたように、訴訟特有の進行や考え方等について、特許庁の審判手続き等との違いを意識しながら伝えさせていただいたつもりです。あとは、主張のしかたですね。職権主義的手続きにおいては、とにかく内容に漏れなく網羅的に何処かに書いておけば、判断権者が気がついて拾って適正に判断してくれるということもあるかもしれませんが、訴訟においては、あくまで当事者に主張責任が課されていますから、判断権者や相手方当事者にも分かり易い主張、すなわち規範定立（大前提）→具体的事実の当て嵌め（小前提）→結論という法的三段論法に則った論述が求められます。私は起案担当ではありませんでしたが、その辺りの感覚も根幹に意識しながら講義させていただきました。

(4) Q9 への回答

上記のとおり、普段の弁理士業務とは異なった視点から知財業務を捉える機会が得られると思いますので、必ずや先生方の今後のお仕事にもプラスになるものと確信します。弁護士という違う人種の感覚に触れること自体、勉強になるかと思しますので、是非前向きに取り組んでいただき、講師を質問攻めで圧倒していただければと思います！

※本記事を通して、会員の皆様が能力担保研修の受講を考える契機にさせていただけると幸いです。今回ご回答頂きましたクラス委員長経験者の皆様、講師経験者の皆様には深く感謝申し上げます。

本記事企画担当：令和5年度 日本弁理士会 研修所 能力担保・倫理研修部

以上

(注)

(1)B 講義は「特許・実用新案に関する講義」に該当。

(原稿受領 2023.8.7)